

大船渡市認知症総合支援事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発0609001号厚生労働省老健局長通知）に基づき、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう認知症の人やその家族に早期に関わり、医療、介護、生活支援サービス等が連携し認知症の容態の変化に応じた効果的な支援体制を構築するとともに、認知症ケアの向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2 この事業の実施主体は、大船渡市とする。ただし、事業の全部又は一部を他に委託することにより適切な事業運営が確保できると認められるときには、市長が認める者に委託することができる。

(事業内容)

第3 事業内容は、以下のとおりとする。

- (1) 認知症に関する医療・介護サービス提供機関及び各種支援機関等との連携・調整等に関すること。
- (2) 認知症の人とその家族等に対する適切で切れ目のない支援の検討と実施に関すること。
- (3) 認知症になっても本人の意思が尊重され、安心して生活できる地域づくりのための研修会等の開催と交流の場の運営等に関すること。
- (4) 上記以外で、認知症の人及びその家族等に対する支援について必要な事項に関すること。

(認知症初期集中支援チーム)

第4 認知症になっても本人の意思が尊重され、できるかぎり住み慣れた地域で暮らし続けられるように、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」（以下「支援チーム」という。）を設置する。

- 2 支援チームは、大船渡市生活福祉部地域包括ケア推進室に置く。
- 3 支援チーム員は、専門職2名以上、専門医1名の計3名以上で構成し、専門職と専門医の要件は地域支援事業実施要綱に定められたとおりとする。
- 4 支援チーム員の役割は、以下のとおりとする。
 - (1) 専門職は、訪問支援対象者の認知症の包括的観察・評価に基づく初期集中支援を行うために訪問活動等を行う。
 - (2) 専門医は、他のチーム員をバックアップし、認知症に関して専門的見識から指導・助言等を行う。また、必要に応じてチーム員とともに訪問し相談に応じる。
 - (3) 初回の観察・評価の訪問は、原則として2名以上で対応する。
- 5 訪問支援対象者は、原則として在宅で生活している40歳以上の認知症が疑われる人又は認知症の人で、以下のいずれかの基準に該当する者とする。

- (1) 医療サービス、介護サービスを受けていない、または中断している者で、次のいずれかに該当する者
 - ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
 - イ 継続的な医療サービスを受けていない者
 - ウ 適切な介護サービスに結びついていない者
 - エ 介護サービスが中断している者
- (2) 医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮しているもの

6 事業の実施内容は、以下のとおりとする。

(1) 支援チームに関する普及啓発

地域住民や関係機関・団体に対し、支援チームの役割や機能について広報活動や協力依頼を行う。

(2) 認知症初期集中支援の実施

- ア 訪問支援対象者の把握
- イ 情報収集及び観察・評価
- ウ 初回訪問時の支援
- エ 専門医を含めたチーム員会議の開催
- オ 初期集中支援の実施
- カ 引き継ぎ後のモニタリング
- キ 支援実施中の情報の共有

(認知症初期集中支援チーム検討委員会)

第5 支援チームが行う活動の評価を行い、医療・介護・保健・福祉等に携わる関係機関及び団体と一体的に本事業を推進していくための合意が得られる場となるよう、認知症初期集中支援チーム検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

2 検討委員会は必要に応じて市長が招集して開催する。

3 検討委員会委員は、大船渡市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会委員をもって充てる。

(認知症地域支援推進員)

第6 医療・介護サービス提供機関及び各種支援機関等との間の連携を図り、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員（以下「推進員」という。）を配置する。

2 推進員は大船渡市生活福祉部地域包括ケア推進室に配置するものとする。

3 以下のいずれかの要件を満たす者を1名以上配置するものとする。

- (1) 認知症の医療・介護の専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士
- (2) 上記(1)以外で、認知症の医療・介護の専門的知識及び経験を有すると市長が認めた者

4 推進員の業務内容

- (1) 認知症の人を支援する関係者の連携を図るための取り組み

- (2) 認知症の人とその家族への相談支援や、支援体制を構築するための取り組み（認知症初期集中支援チームとの連携）
- (3) 認知症ケア向上に関する事業の企画（認知症サポーター養成，認知症ケアパスの普及・啓発，認知症カフェの取り組み，各種研修会の開催等）

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。